

造血細胞移植[※]後の定期予防接種再接種費用助成を受けられる方へ

※造血細胞移植とは骨髄移植、末梢血幹細胞移植、
さい帯血移植のことをいいます。

造血細胞移植等により、定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する方に対して、経済的負担の軽減及び感染症予防を目的として、再接種費用を助成します。

事前手続きが必要です。健康増進課までご相談ください。

接種対象者

①から③のいずれにも該当すること

- ① 造血細胞移植により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。
- ② 予防接種の再接種日において、20歳未満の者で、門真市に住民登録があること。
- ③ 平成30年4月1日以降の再接種であること。

助成対象となる予防接種の種類

①から④の要件をすべて備えること

- ① 接種する予防接種が、予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること。
- ② 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるもの。
- ③ 助成の対象となる予防接種は、過去に定期予防接種として接種済の予防接種の再接種であること。
- ④ 助成の対象となるのは被接種が20歳に達するまでの接種であること。ただし、次の予防接種には年齢制限があります。

【四種混合】15歳未満

【BCG】4歳未満

【ヒブ】10歳未満

【小児用肺炎球菌】6歳未満

助成金額

接種費用の全額又は一部（門真市個別予防接種委託医療機関への委託料金を上限とします。）

申請手続き（健康増進課窓口または郵送で受付します）

・手続きに必要なもの

- ① 門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成対象認定申請書

(必要事項を記入し押印。申請された内容についてお尋ねする場合がありますので日中連絡の取れる連絡先の記載をお願いします。)

- ② 門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成の対象者認定に係る理由書（主治医に記載してもらってください。発行に費用が必要な場合は、費用助成の対象外ですので、申請者の負担となります。）
- ③ 予防接種の履歴が確認できるもの（母子健康手帳等）

助成認定

助成認定の審査を行い、「門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成対象認定通知書」を発行し、送付します。認定後、再接種となります。

再接種

医療機関で再接種してください。接種費用については、いったん全額自己負担でお支払いください。その際、領収書と、接種に使用した予診票または接種済証（母子健康手帳への記載可）などを医療機関より受け取ってください。

接種費用の助成

接種した年度の3月31日までに、次の書類を提出してください。

- ① 「門真市造血細胞移植後予防接種ワクチン再接種費用助成申請書」
- ② 予防接種医療機関の領収書（接種した予防接種の種類が記載されたもの）
- ③ 予防接種予診票または予防接種済証など接種したことが確認できる書類
- ④ 振込先金融機関通帳の銀行名、支店、口座番号、口座名義人氏名が記載されているものの写し

助成金の交付

助成申請を受付後、「門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成金等支給決定通知書」を送付し、指定された口座に振込みます。

予防接種後の健康被害について

任意の予防接種になりますので、万一この予防接種後に健康被害が発生した場合には、独立行政法人医薬品機器総合機構救済制度の対象となります。

お問い合わせ先

門真市健康増進課 管理・医療グループ

☎06-6904-6400 FAX 06-6904-6832

〒571-0064

門真市御堂町14番1号 門真市保健福祉センター4階